

地方創生プレミアムインバウンドツアー
集中展開事業

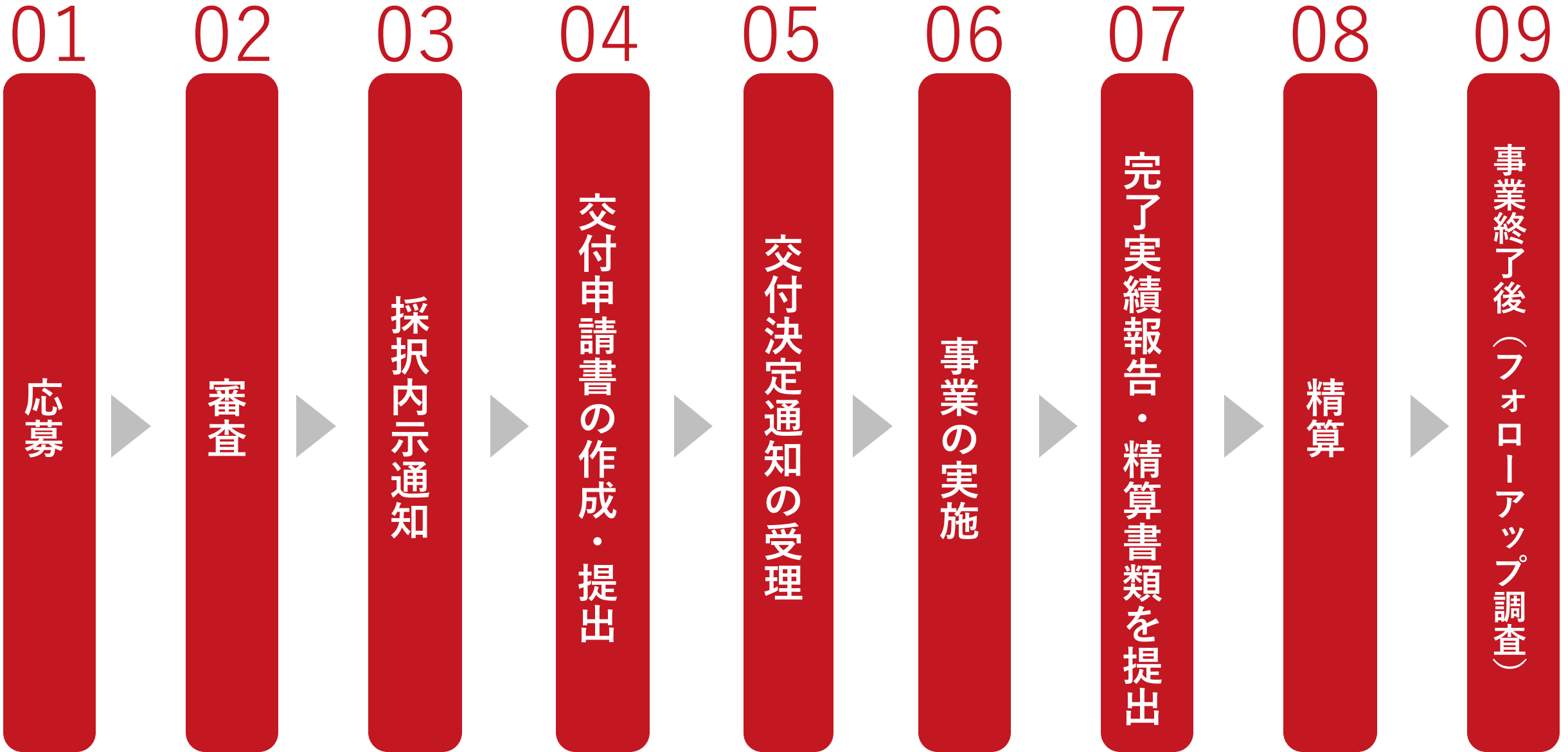
本事業の目的

本事業は、地域においてより効果的に観光消費を拡大し、
地域へインバウンドの経済効果を波及させる観点から、
自然、文化、食、スポーツ等の我が国が誇る地域の観光資源を活用

**より高単価な特別体験商品の造成から
販路開拓まで一貫した支援を集中的に
実施することで、地方創生の実現を目指す**



本事業の流れ



01

応募

令和7年 2月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

令和7年 3月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

応募期間

令和7年2月6日（木）～**3月14日（金）12：00** 締切厳守

02

審査

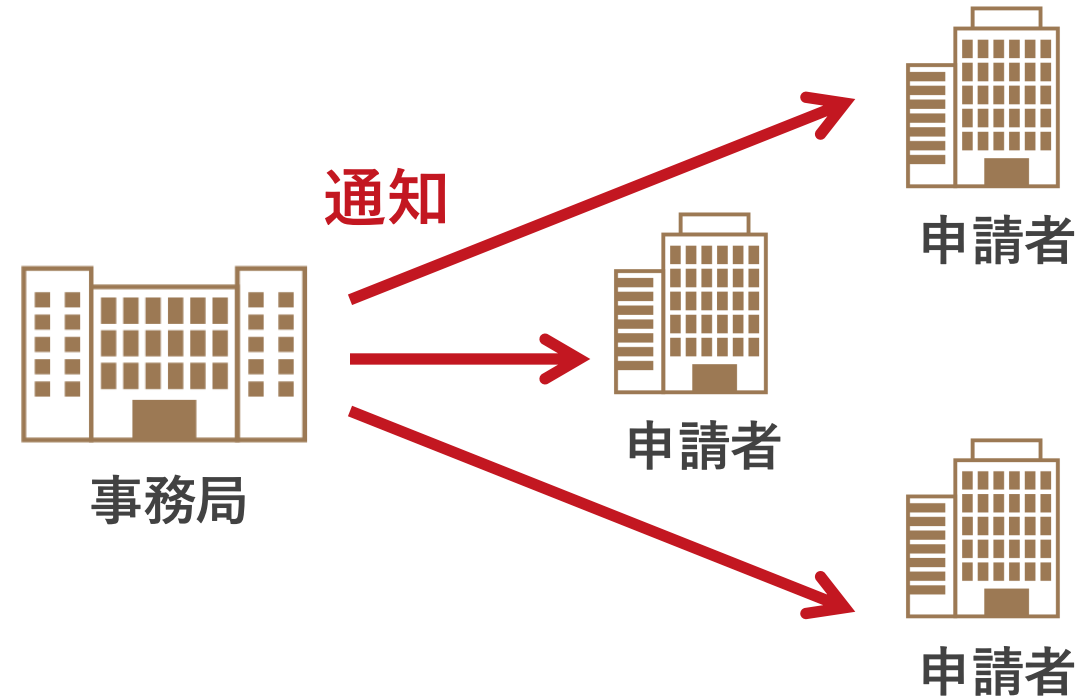
提出された書類を
6つの観点から審査

- ① 体験商品の特別性・独自性
- ② 海外販路の妥当性
- ③ 価格設定の妥当性
- ④ 消費拡大効果
- ⑤ 地域経済循環への貢献
- ⑥ 次年度以降の持続可能性

03

採択内示通知

令和7年 4月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			



採択する案件の決定後、**4月中旬**までを目途に、
申請者に対して、**順次結果を通知**

04 交付申請書の作成・提出

05 交付決定通知の受理



事務局

指示

事業・支出計画書等、
交付申請書の提出

交付決定通知

採択額の範囲内で
事業・支出計画書等を見直し修正
交付申請書の作成



申請者



【対象事業の要件】



策定した事業計画書に基づき
事務局の伴走支援を受けながら事業を実施

万が一事業計画書の記載内容に変更が生じる場合には、必ず事前に事務局に連絡の上、マニュアル等に定める変更に係る手続きを行うこと

06

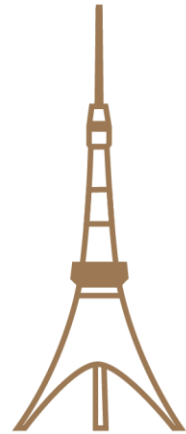
事業の実施

【対象事業の要件】



事業の準備状況や**事業の進捗等**を
定期的に補助事業者専用**ポータルサイト**にて報告

現地調査も実施するため、受入体制を整えること



我が国が誇る地域の観光資源を活用し、
より高単価な**体験商品**の造成・販売を行うこと

万が一事業計画書の記載内容に変更が生じる場合には、
必ず事前に事務局に連絡の上、マニュアル等に定める変更に係る手続を行うこと

06

事業の実施

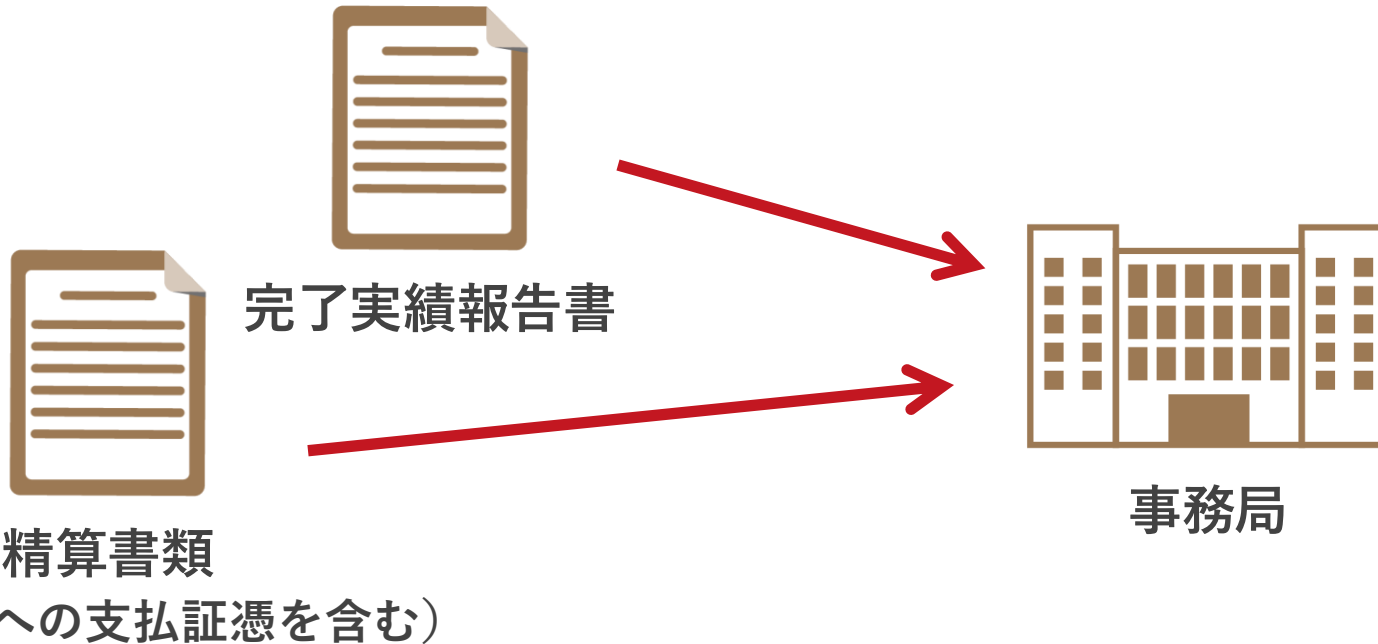
令和8年 2月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

本事業の実施期間

交付決定日～遅くとも令和8年2月28日（土）まで

07

完了実績報告・精算書類を提出



令和8年 2月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

完了実績報告書・全ての精算書類の提出期限

遅くとも令和8年2月28日（土）まで

期間内に事業を完了できなかった場合は、対象経費の精算ができません

08

精算



事務局による審査及び現地調査等により、**事業の成果**が適合すると
認められた場合、本事業の支払いを受けることができる

09

事業終了後(フォローアップ調査)

フォローアップ調査



採択事業者

本事業実施後、事業の継続的な実施状況等の
フォローアップ調査を行いますので、求めに応じて対応してください。



補助事業者及び補助内容等



主な対象事業者

- 地方公共団体
- 独立行政法人
- 観光地域づくり法人（DMO）
- 民間事業者

等



補助内容

以下（１）～（４）の要件を全て満たす事業を、
本補助金の補助対象とします。

（１）造成に係る要件

（２）販売に係る要件

（３）事業成果に係る要件

（４）観光庁・事務局からの指示に係る要件

(1) 造成に係る要件

以下①～③のいずれかを満たす
特別性のある体験商品造成であること
(①～③を組み合わせた体験商品造成も可)

1 プレミアム型

特別な機会を活用したより高単価な体験商品

2 コト消費×モノ消費型

希少性の高い体験コンテンツ（コト消費）と高付加価値な地域産品・
工芸品等の購入（モノ消費）を組み合わせた体験商品

3 規制改革型

未公開エリア開放や早朝・夜間の活用など規制緩和を行った上、
造成される高単価な特別体験商品

(1) 造成に係る要件

① プレミアム型

類型のイメージ例 ※あくまでイメージ例であり、以下に限定されるわけではありません。

- インバウンドが多数来訪する国際スポーツ大会や地域の伝統行事等に際しての特別観覧席での観覧や特別な人物（著名なアスリート等）との交流機会、バックヤードツアー等
- 特別な人物（人間国宝・著名なアスリート等）から直接指導を受ける等、通常では得られない体験の提供
- 地域コミュニティの構成員だけが参加する祭礼に特別に参加できる等、唯一無二の体験の提供
- 文化施設鑑賞にあたり、施設を貸し切って、その分野に精通した専門家から特別解説を受ける等により、体験の価値を高めたもの
- プライベートな時間を提供する特別な移動手段の活用（ハイヤー、クルーザー、ヘリコプター等）

(1) 造成に係る要件

2 コト消費×モノ消費型

類型のイメージ例 ※あくまでイメージ例であり、以下に限定されるわけではありません。

- 国際的に活躍する芸術家の創作現場やアートイベントの見学・交流機会と作品購入機会や地域周遊コンテンツを組み合わせるもの
- 著名な伝統工芸家や職人の工房の見学・交流機会と作品購入機会を組み合わせるもの
- 地域特有の食材の収穫体験・飲料等の製造現場見学等と購入機会を組み合わせるもの

(1) 造成に係る要件

3 規制改革型

類型のイメージ例 ※あくまでイメージ例であり、以下に限定されるわけではありません。

- 通常非公開となっている文化財等の特別な公開・展示
- 歴史的建造物等ユニークベニューにおける展示・飲食・宿泊等
- 通常使用が制限されている国立公園等の区域を特別に活用した体験商品であるもの
- 通常は利用者に開放されない時間帯（早朝や夜間など）に実施される特別な体験商品であるもの
- 空港・港湾等の大型インフラ設備の特別な形での活用



補助内容

以下（１）～（４）の要件を全て満たす事業を、
本補助金の補助対象とします。

（１）造成に係る要件

（２）販売に係る要件

（３）事業成果に係る要件

（４）観光庁・事務局からの指示に係る要件

(2) 販売に係る要件

- 本事業期間内に、造成する体験商品の性質に応じた合理的な販路を確保した上で、当該体験商品のインバウンドへの販売を行ってください。

※なお、本事業期間中の販売価格に関しては、事業期間終了後においても当該体験商品を持続的に販売可能な価格設定としなければなりません。ただし、当該体験商品の販路拡大の観点から、中長期的な販売戦略に立脚した上で本事業期間中に限り特別価格とする等、社会通念に照らして妥当と認められる戦略的な価格設定を行うことを否定するものではありません。

- ターゲットに則した合理的な販路を確保するにあたって、海外の旅行会社等への販路を有しているDMC (Destination Management Company) やランドオペレーター等、ターゲットの市場ニーズ・適正価格等についてノウハウを持つ事業者を実施体制に組み込み、随時アドバイスを受ける等の工夫をしてください。
- 販売する体験商品が旅行商品に当たる場合には、旅行業法に基づき体験商品を販売できる体制を構築してください。
- 体験商品造成に際して使用する外国語については、販売のターゲットとする地域で使用されている言語と合致させてください。
- 本事業期間後の事業継続を前提に販売・実施してください。

(2) 販売に係る要件

販売に係る留意事項

- 域内消費を重視したサプライチェーンの構築に努めるとともに、次年度以降の自走化を図ってください。
- 事業期間終了後においても中長期的に造成した体験商品を継続的に販売することを前提とし、その実現に必要な運営体制を構築してください。
- 外国人観光客の支払の便宜のため、事前決済の導入や現地におけるキャッシュレス化を推進してください。
- 地域のDMO等によるプロモーションとの連携を推進してください。



補助内容

以下（１）～（４）の要件を全て満たす事業を、
本補助金の補助対象とします。

（１）造成に係る要件

（２）販売に係る要件

（３）事業成果に係る要件

（４）観光庁・事務局からの指示に係る要件

(3) 事業成果に係る要件

- 事務局が指定する統一調査項目に従い、ウェブアンケートシステム又は現場での実地調査等により事業に係る効果検証等の調査を実施してください。
- 補助事業終了後、補助事業の成果を記載した実績報告書を別途定める書類に添えて提出してください。

(4) 観光庁・事務局からの指示に係る要件

- 観光庁や事務局からの指示について、適時適切に対応してください。



補助額

1,000万円までを定額

1,000万円を超える部分については
8,000万円まで補助率 1 / 2

最低事業費：1,500万円

(この場合自己負担額250万円となります。)



本事業の対象経費

- ① 体験商品造成に係る経費（人件費・旅費を含む）**
なお、①の体験商品造成に係る経費が事業費の50%以上となるようにしてください。
- ② 備品の購入・設備の導入に係る経費**
- ③ プロモーションに係る経費**

本事業の対象経費

① 体験商品造成に係る経費（人件費・旅費を含む）

なお、①の体験商品造成に係る経費が事業費の50%以上となるようにしてください。

- 体験商品等の企画開発
- 外国語ガイドの育成・確保
- 有識者からの意見聴取
- インバウンドに精通したランドオペレーター、DMC等による体験商品の改善
- モニターツアーの実施とそれを踏まえた体験商品の改善
- 体験商品の紹介、説明、案内等に関する多言語対応
- 効果測定に必要な調査 等

本事業の対象経費

② 備品の購入・設備の導入に係る経費

体験商品等の造成等に必要となる備品の購入や設備の導入

(体験商品等の造成に際して真に必要不可欠で事業終了後の自立的な事業継続に必要なものに限る)

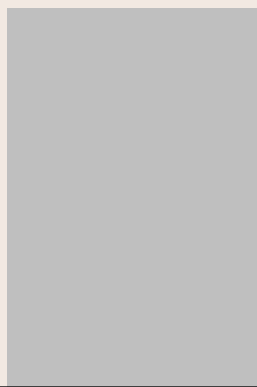
本事業の対象経費

③ プロモーションに係る経費

- 体験商品を販売するために必要となる写真・動画の作成、ウェブサイト、パンフレット等のインバウンド向けの情報発信のためのツールの作成・翻訳
- 一般向けの動画の撮影やインフルエンサーの招聘など、造成した体験商品の認知拡大を目的とした一般向けの広告宣伝
- 海外商談会への出展や体験商品に関するファムトリップの実施等、造成した体験商品の販売経路の確保に関すること

本事業の対象経費

対象経費からの減額について



体験商品等の造成・販売等に要した総費用

補助対象として申請しなかった経費や補助対象外経費等を含む。



当該補助対象となった体験商品等が直接的に生み出した売上

当該体験商品等に付属する売上は含まない。他の取組と併せて実施した場合は当該補助対象となった体験商品等の寄与分に限る。

上回った利益分は事業者と調整後補助額から減額

補助対象外経費

- ① 本事業に直接関係のない経費
- ② 交付決定前に発生した経費
- ③ イベントやレセプション、フォーラム等体験商品参加者以外の者も参加する行事本体の開催・運営に係る経費（当該行事に付随する体験商品等に係る経費はこの限りではない）
- ④ 事業者における経常的な経費（事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費及び通信料等）
- ⑤ 体験商品参加者が受益する景品の購入や割引に係る経費
- ⑥ 体験商品実施に係る直接的な原価
- ⑦ 補助事業者の会食費、弁当代等の飲食費
- ⑧ 本事業における資金調達に必要なとなった利子 等



申請手續

申請ページより以下の申請書類を提出してください

- 事業計画書 (様式 1)
- 支出計画書 (様式 2)
- 事業実施スケジュール (様式 3)
- 事業概要 (様式 4)
- 連携先の同意書 (様式 5)

留意点

提出書類



申請無効

提出書類作成費用



提出者の負担

提出書類に記載する 文言や写真

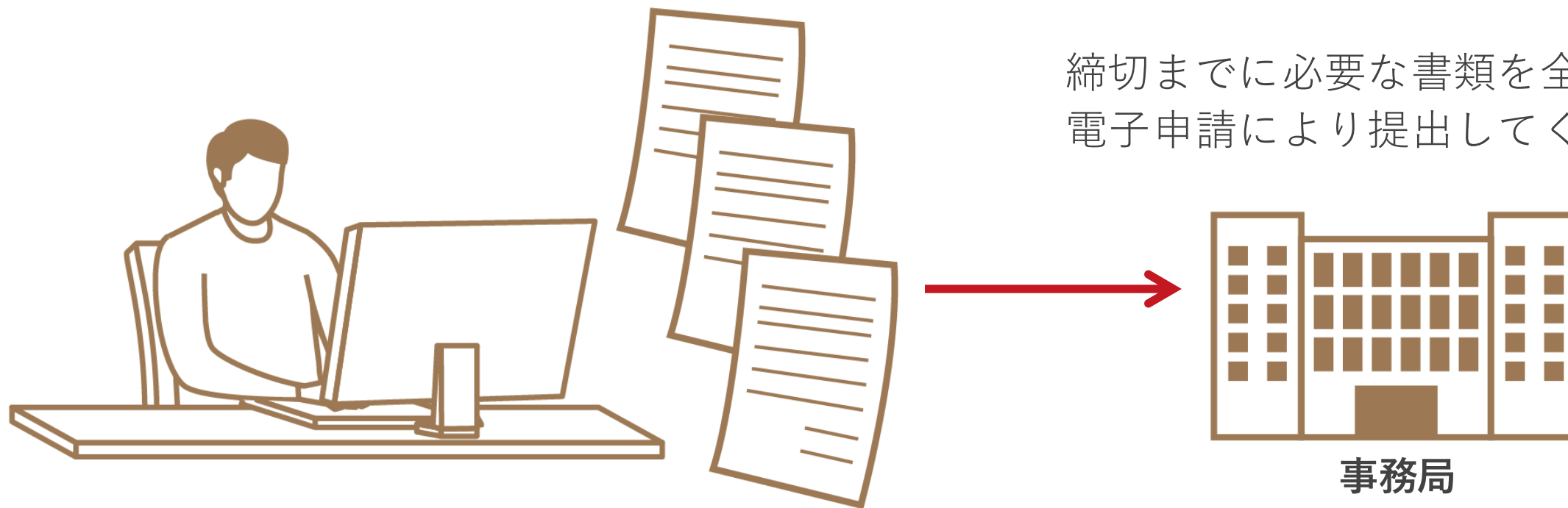


公表可能なものを使用

提供する画像は1MB程度
(1600ピクセル×1200ピクセル程度)

応募書類一式に使用した内容（画像含む）の著作権は観光庁に帰属することとします。また、著作権及びその他関連の権利等の問題が生じないよう権利処理を適切に行ってください。

提出書類は、行政文書に当たるため、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。



申請書類の受付期間

令和7年2月6日（木）～令和7年 **3月14日（金）12：00 締切**

※切時刻までに手続きが完了するよう、時間に余裕を持って申請して下さい。

「地方創生プレミアムインバウンドツアー集中展開事業」

のホームページより
電子申請に必要な書類を揃えて申請してください。

<https://premium-tour.go.jp/>

地方創生プレミアムインバウンドツアー集中展開事業



本事業に関する注意事項

- 補助金交付決定前の発注・契約・支出行為は補助対象外となります。
- 事業の内容等を変更する際は、事前の承認が必要です。
- 定められた期日までに完了実績報告書の提出がないと、支払いは行いません。
- 実際に受け取る精算額は交付決定金額より少なくなる場合がございます。
- 補助事業関係書類は終了後5年間保存しなければなりません。
- 国その他公的機関が助成する他の制度と重複する事業は補助対象となりません。
- 本公募要領や特設ウェブサイト等に掲載のない細部については、事務局の指示に従うものとします。